川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程及び川崎市立学校教職 員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令(案)

(川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程(平成18年川崎市 教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「学校栄養職」の次に「及び学校事務職」を加える。

(川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市教育 委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第5条の表中

Γ

校長、副校長及び教頭以	副校長又は教頭	校長
外の教職員(健康給食推		
進室及び学校給食センタ		
一の学校栄養職員を除く		
。)		
健康給食推進室及び学校	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
給食センターの学校栄養		
職員		

を

Γ

校長、副校長及び教頭以副校長又は教頭	校長
外の教職員(健康給食推	
進室及び学校給食センタ	

一の学校栄養職並びに小		
杉小学校開校準備担当の		
学校事務職を除く。)		
健康給食推進室及び学校	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長
給食センターの学校栄養		
職		
小杉小学校開校準備担当	担当課長	担当部長
の学校事務職		

に改める。

第6条中「第1号様式から第12号様式まで」を「第1号様式の1から第 11号様式の2まで」に改める。

第8条中「校長」を「校長等」に改める。

第10号様式の1及び第10号様式の2中「学校栄養職員用」を「学校栄養職用」に改める。

第11号様式の1中「事務職員用」を「学校事務職用」に、

Γ

学校名

を

Γ

学校名 ・ 所属名

	J			
に	改め、第11号様式の2中「事務職員用」	を	「学校事務職用」	に、
Γ				
	学校名]		
		J		
を				
Γ				
	学校名・所属名]		
		J		
に	改める。			

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

制定理由

小杉小学校開校準備担当の設置に伴い、小杉小学校開校準備担当の学校事務職の助言指導者及び観察指導者を定めること等のため、この訓令を制定するものである。

(以下 略)

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第1条関係】

改正後 改正前 ○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 ○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号 平成18年3月31日教委訓令第4号 (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用) (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用) |第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項の規定に基 づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。) に関し、 づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、 - 川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(以下「職員」という。)の - 川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(以下「職員」という。)の うち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する うち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する 規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。) 規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。) の規定を準用する。 の規定を準用する。 (1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職及び学校事 (1) 教育委員会事務局に勤務する職員。ただし、学校栄養職である職員 務職である職員を除く。 を除く。 (2) 教育機関に勤務する職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職 (2) 教育機関に勤務する職員(学校給食センターに勤務する学校栄養職 である職員を除く。)。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあって である職員を除く。)。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあって は、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。 は、事務職員、市立学校に勤務する職員にあっては、業務職員に限る。

(以下 略)

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
○川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程	○川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程
平成18年5月1日教委訓令第5号	平成18年5月1日教委訓令第5号
(目的)	(目的)

|第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」とい|第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」とい| 校等に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教 論、助教論、養護助教論、講師、実習助手、学校栄養職及び学校事務職(以)養護助教論、講師、実習助手、学校栄養職及び学校事務職(以下これらを 下これらを「教職員」という。)の人事評価について必要な事項を定め、 公正な人事管理に資するとともに、当該職員が職務上の課題を認識して主 体的に職務に取組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価 することにより、当該職員の育成、能力開発を図り、もって学校組織の活 性化に資することを目的とする。

(第2条~第4条 略)

(評価者)

|第 5 条 人事評価は次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞ|第 5 条 人事評価は次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞ| れ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者(以下「評」れ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者(以下「評 価者」という。)が行う。

評価対象者	助言指導者	観察指導者
校長	教職員人事課長	職員部長
副校長、教頭	校長	教職員人事課長
校長、副校長及び教頭以	副校長又は教頭	校長
外の教職員(健康給食推		

う。)第23条の2第1項の規定に基づき川崎市教育委員会が行う、市立学 う。)第23条の2第1項の規定に基づき川崎市教育委員会が行う、市立学 校等に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、 「教職員」という。)の人事評価について必要な事項を定め、公正な人事 管理に資するとともに、当該職員が職務上の課題を認識して主体的に職務 に取組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することに より、当該職員の育成、能力開発を図り、もって学校組織の活性化に資す ることを目的とする。

(第2条~第4条 略)

(評価者)

価者」という。)が行う。

評価対象者	助言指導者	観察指導者
校長	教職員人事課長	職員部長
副校長、教頭	校長	教職員人事課長
校長、副校長及び教頭以	副校長又は教頭	校長
外の教職員(健康給食推		

_	1

改正後	改正前
進室及び学校給食センタ 一の学校栄養職並びに小 杉小学校開校準備担当の 学校事務職を除く。) 健康給食推進室及び学校 給食センターの学校栄養 職 小杉小学校開校準備担当 の学校事務職 (実施の方法) 第6条 この規程に基づく人事評価は、第1号様式の1から第11号様式の2までの用紙に記録して行い、教育長が別に指定する書類とともに人事評価の記録として教育長に提出するものとする。ただし、特別評価においては、教育長が必要と認める場合を除き、観察指導記録のみを用いて行うものとする。	して教育長に提出するものとする。ただし、特別評価においては、教育長
(第6条第2項~第7条 略)	(第6条第2項~第7条 略)
(苦情の申出) 第8条 前条第2項の規定により開示を受けた教職員は、校長等が観察指導者として行った評価の結果について苦情があるときは、教育長に対し、教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。 (第9条~第9号様式の2 略)	(苦情の申出) 第8条 前条第2項の規定により開示を受けた教職員は、 <u>校長</u> が観察指導者 として行った評価の結果について苦情があるときは、教育長に対し、教育 長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。 (第9条~第9号様式の2 略)

	自	己	48	察	*			(表))	齿	己	AH	察		•
							-								
ふりがな 氏 名	年月	製設定基準日 日生(年 月 学校名 · 所属名	日 評価基準日	皲	年 月	B	5-9: 氏		年月	を設定基準日 日生(着	年 月 学校名 所属名	日評価書	基準日	年 月職名
担当職務			3587 A.L.					担当	職務			5.000 m.h.			
助言指導者	職名・氏名						-]	助言	指導者 廢	最名・氏名					
今年 自標 3	度 の 具 体 i i成のための具	的 な 目 標 ・ ・体的な手立て	自己有	見祭 記録	助言	指導配義		給	今年月 日標達月	変 の 具 体 自 成のための具	内 な 目 標 ・ 体的な手立て	自己	観察 配	毅 其	为 香 指 導 配
食								食							
(追加・	変更)							管理	(追加・変	(更)					
食								食							
e M								ic M							
11000								7							

改正後	
(裏) 今年度の具体的な目標・ 自己観察記録 助 音 #	(裏) 今年度の具体的な目標・ 自己 観察 記録 助 言 指 導 記 録
今年度の具体的な目標・自己観察記録 助言 計選機 のための具体的な手立て	等 記 録 中 度 の 具 体 的 な 目 様・目標達成のための具体的な手立て 自 己 観 祭 記 録 助 言 指 導 記 録 選 選
(追加・変更)	(追加・変更)
今年度の自己研さんや研修について 自己研さんや研修の成果等について 自己研 さ ん ・ 研 修	今年度の自己研さんや研修について 自己 研さん ・ 研修
意見等があれば記入してください。 特 記	意見等があれば記入してください。 特
項	項

		観	察	指	導	記評価	録	年	月 日				観	察	指	導	記評価語	録	年	月 日
学	交名・所属名				職名・日	七名					学校	名・	所属名			職名・計	毛名			
助	情指導者 職名・	氏名			観察指導	著 職名	・氏名				助言	指導	者 職名・氏名			観察指導	尊者 職名	・氏名		
職務分	評価項目	点	自己評価	助言指導 者の評価	観察指導: 評価項目別		(「S」又はその理由を、	已 事 「D」を付けた 「C」を付けた	項 は場合には と場合には		職務分類	評価項	着腹点	自己評価	助言指導 者の評価	観察指導 評価項目別		その理由を、	「D」を付けた 「C」を付けた	項 場合には 場合には
額給食	目 知識・技術・ 情報収集・活 企画・計画力 力、説明・調	用力、判断	АВС	30			指導・助言内能	(等を記載)	8 1 1	5	給	能	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	АВС	r			指導・助言内省	等を記載)	
英管理	英 業務実績、業	O'CONTINUE OF	АВС								管理	-	業務支續、業務改善	АВС		<u> </u>				
食に関す	能 知識・技術・ 情報収集・活 企画・計画力 力、説明・調	用力、判断	АВС								食に	-010	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	АВС				ê		
うる指導	実 業務実績、業 績	務改善	АВС						5		る指導	実 績	業務実績、業務改善	АВС						ē
学校運営	能 知識・技術・ 情報収集・活 企画・計画力 力、説明・開	用力、判断	АВС		2						ANE	532	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	АВС		2				
1	実 業務実績、業 正確性・迅速 単性		АВС							8		5,0	業務実績、業務改善、 正確性・迅速性、効 率性	АВС						5
共通	責任感、連携 姿勢、積極性 意	• 協力	АВС								共通	意	責任感、連携・協力 姿勢、積極性	АВС		/				

(表)	様式の1 (学校事務職用)							第11号様式の1 (<u>事務職員用</u>) (表)								
	自	己 4	鼰	察	書					自	己	観	察	書		
	目標設		年月	日 評価基準日	T	年月	B			自根	原設定基準日	年 月	日 評価基準	市日	年	月
ふりがな 氏 名	年月	one ov: -was	学校名 所属名			職名		ふり: 氏		年 月	日生 (最	学校名			職名	
担当職務	+ 1	五王 ()						担当	職務	* A	DE (10					
	WATER TO SEE THE SECOND							_		USUU ->>>C						
助言指導者	職名・氏名							助言	指導者 耶	義名・氏名						
A 45	* * * * *	Δ II +¥	A 77 AC	察記録	T == =	指導記			A #= 1	* 0 8 4 6	的な目標・	1	AC NV PT	on 1 ms -		971 AG
自標	度 の 具 体 的 態成のための具体	的な手立て	B C #8	第配數	- 別 目	相等配	*	H	目標達	成のための具	体的な手立て	8 6	観察記録	ek ay) i	指導	ac ser
総								総								
務								務								
学								学								
務								務								
人(追加・	変更)							٨.	(追加・3	変更)						
*								*								
財								財								
務								務								
•																
								経								
経																

	改正前							
(表)	(集)							

		観	察	指	導	記	録				観	察	指	導	記	録
					8.9		基準日	年 月						1	評価差	(準日 年月1
校	· E	近鳳名			職名・	氏名			学校	<u>名</u>				職名・氏	名	
前	導有	者 職名・氏名			観察指	尊者 職名	・氏名		助言	指導	蓄 職名・氏名			観察指導	者 職名	・氏名
徹	評				観察指導	者の評価	特	記事項	職務	評価	W. D. D. D. W.	Wester	NA. AND AND THE	観察指導者	かの評価	特 記 事 項
務分類	価項目	着眼点	自己評価	助言指導者の評価	評価項目別	職務分類別	(「S」又は その理由を、 指導・助言内:	「D」を付けた場合には 「C」を付けた場合には 『等を記載)	分類	項目	着眼点	自己評価	助言指導者の評価	評価項目別用	機務分類別	(「S」又は「D」を付けた場合には その理由を、「C」を付けた場合には 指導・助言内容等を記載)
総務 プータ	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС						総務	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС				
	実 績	業務実績、業務改善、正確性、迅速 性、効率性	АВС	8					学務人事	実績	業務実績、業務改善、正確性、迅速 性、効率性	АВС			,	
財務 2	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС		Ď.				財務	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС				
	実 績	業務実績、業務改善、正確性・迅速 性、効率性	АВС						経理	実績	業務実績、業務改善、正確性・迅速 性、効率性	АВС				
学校運営	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС						学校	能力	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判 断力、説明・調整力	АВС				
	実 績	業務実績、業務改善、正確性・迅速 性、効率性	АВС	2					常	実績	業務実績、業務改善、正確性・迅速 性、効率性	АВС				
#	意	責任感、連携・協力 姿勢、積極性	АВС	Š	7				#	意	養任感、連携・協力 姿勢、積極性	АВС				
Ē	欲								適	欲				$/ \parallel$		